十九　保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の試験研究用等原子炉設置者との共有に関すること。

二十　不適合（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第二十号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

二十一　［略］

2　法第四十三条の三の二第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第三十七条第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一　関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

二　品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

三　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

四　廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること。

五　廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ　保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関すること。

ロ　保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

(1)　関係法令及び保安規定の遵守に関すること。

(2)　試験研究用等原子炉施設の構造及び性能に関すること。

(3)　試験研究用等原子炉施設の廃止措置に関すること。

(4)　放射線管理に関すること。

(5)　核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること。

(6)　非常の場合に講ずべき処置に関すること。

ハ　その他試験研究用等原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項

六　試験研究用等原子炉の運転停止に関する恒久的な措置に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。

七　試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査に関すること。

八　管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。

九　排気監視設備及び排水監視設備に関すること。

十　線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。

十一　放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。

十二　核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。

ハ　品質保証計画に基づく品質保証活動の実施（保安に関し必要な個々の事項の計画、実施、評価及び継続的な改善を含む。）、評価（監査を含む。）及び品質保証計画の継続的な改善に関すること。

ニ　品質保証活動に必要な文書及び記録に関すること。

［号を加える。］

［号を加える。］

十九　［同上］

［項を加える。］